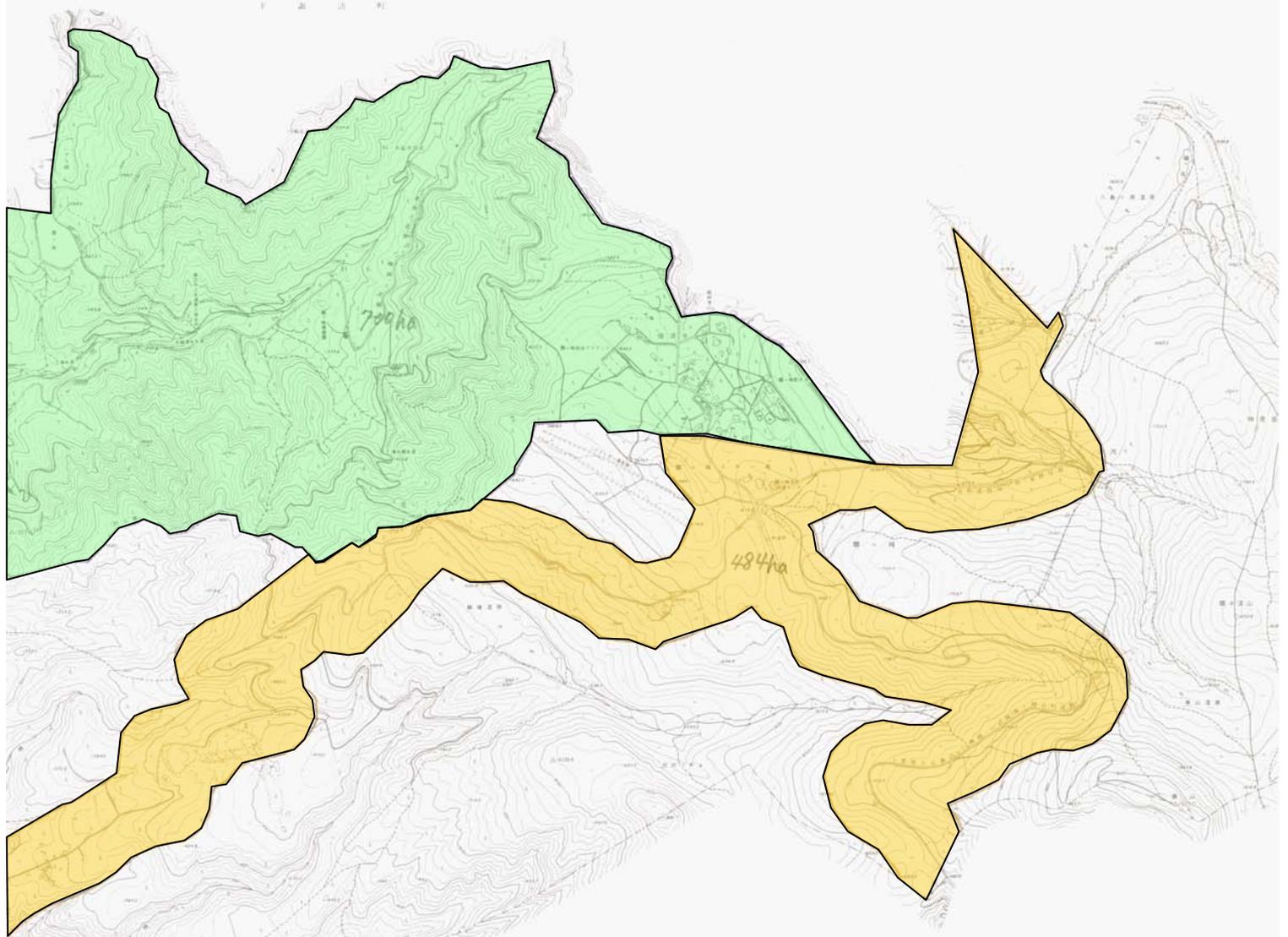


附置義務条例区域図

東山方面



建築物における駐車施設の附置等に関する条例による設置義務駐車場概数

延床面積	※ 駐車場整備地区又は商業地域・近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
1,000㎡以下	0台 ~ 9台	—
2,000㎡以下	9 ~ 13	0台 ~ 6台
2,500㎡以下	13 ~ 16	6 ~ 10
3,000㎡以下	16 ~ 21	10 ~ 16
3,500㎡以下	21 ~ 25	16 ~ 21
4,000㎡以下	25 ~ 28	21 ~ 25
4,500㎡以下	28 ~ 33	25 ~ 31
5,000㎡以下	33 ~ 37	31 ~ 36
5,500㎡以下	37 ~ 40	36 ~ 40
6,000㎡以下	40	40
7,000㎡以下	47	47
8,000㎡以下	54	54
9,000㎡以下	60	60
10,000㎡以下	67	67
10,000㎡以上	大規模な事業所の特別に係る大規模減額条例参照 ※ 非特定用途に供する部分がある場合は増える	

駐車場の用に供する部分の規模 W: 2.3m ≤ × L: 5m ≤ (設置台数の7割)
 W: 2.5m ≤ × L: 6m ≤ (設置台数の3割)
 W: 3.5m ≤ × L: 6m ≤ (うち最低でも1台)

凡 例	
	駐車場整備地区
	商業・近隣商業地区
	周辺地区
	自動車ふくそう地区
	※ (未整備一級市道に隣する区域)

